

# その他補助金等

企業立地

G - 01

企業進出・事業拡大をされるソフト系企業の方へ

## ソフト産業家賃等補助金

対象者	家賃等を支払って新規に立地される認定企業で、次の要件を満たすもの	
補助要件	対象業種	①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット附随サービス業 ④デジタルコンテンツ業 ⑤コールセンター業 ⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧広告代理業 ⑨ディスプレイ業 ⑩非破壊検査業 ⑪デザイン業 ⑫経営コンサルタント業 ⑬機械設計業 ⑭エンジニアリング業 ⑮物流センター ⑯テレワークセンター ⑰研修所等の人材育成施設 ⑱知的財産活用事業所 ⑲その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める業種
	新規雇用員	10人以上（⑯、⑰、⑱の業種は5人以上）
補助内容	補助額	家賃の1/2以内（但し、5,000円/月・坪以内）
	補助限度額	2,000万円/年 （但し、コールセンター業で大規模な雇用が見込まれる場合は、雇用人数に応じて、補助限度額を引き上げます。）
	補助期間	5年間

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業立地

G - 02

拠点工業団地へ進出される方へ

## 拠点工業団地立地促進補助金

区分	団地名	石見臨空 ファクトリーパーク	ソフトビジネスパーク 島根	江津地域拠点工業団地
対象者	各拠点工業団地に立地される企業等で、次の要件を満たすもの			
(補助要件)	対象業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、製造業支援サービス業、知事が認める業種	研究開発型企业、ソフト産業、試験研究機関、人材育成機関、不動産賃貸業、知事が認める業種	製造業、ソフト産業、自然科学研究所、不動産賃貸業、知事が認める業種
	用地取得面積	1,000㎡以上		
	操業開始時期	土地売買契約締結後3年以内		
	新規雇用従業員	土地売買契約届等の受理日から新規雇用従業員が5人以上		
補助内容	用地取得代金の20%	用地取得代金の15%	用地取得代金の20%	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyori@pref.shimane.lg.jp

工業団地へ進出される方へ

**オーダーメイド貸工場家賃等補助金**

オーダーメイド貸工場に入居する場合の家賃補助

①補助要件	対象団地	石見臨空ファクトリーパーク、波根地区工業団地、江津地域拠点工業団地、藤が丘企業団地、阿井工業団地、広石工業団地、斐川中央工業団地、揖屋干拓工業団地、古市工業団地、出雲市東部工業団地
	対象企業	土地の取得または有償リースにより、新たに建設する貸工場（公設は除く）に立地する企業
	対象業種	製造業、自然科学研究所、運輸業、製造業支援サービス※ （※製造業支援サービス業：機械等修理業、自動車整備業、クリーニング業など）
	雇用要件	新規雇用従業員5人以上
②補助対象	貸工場の家賃（定額の共益費を含む）	
③補助金額	補助額	貸工場の家賃相当額×補助率（1／2）
	補助対象限度額	建物1平方メートル当たり1,500円（1ヶ月）
④対象期間	5年間	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業立地

G - 04

企業進出・事業拡大（県内の既存企業の方も対象）される方へ

## 企業立地促進助成金

## ●対象者・事業内容

新たな本県への進出や事業拡大での設備増設（県内既存企業の方も含まれます）等をされる企業で、一定の要件を満たす場合、「島根県企業立地促進条例」第4条の規定に基づき、その立地計画を認定します。操業開始後、3年以内に要件を満たした場合、企業立地促進助成金を交付します。

なお、具体的な要件等は次のとおりです。

●企業立地促進助成金（島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けた企業が対象です。）  
（製造業）

要件等		対象企業		製造業	
				中小企業（※1）	
		新設	増設	新設	増設
助成金 支給要件	増加固定資本額	1億円以上		5,000万円以上	
	増加雇用従業員数	10人以上		5人以上	
助成割合	基本助成割合	15%	10%	15%	10%
	産業の高度化加算（※2）	+5%	-	+5%	-
	地域貢献加算（※3）	最大5%	-	最大5%	-
	過疎地域立地加算（※4）	+5%	+5%（※5）	+5%	+5%（※5）
雇用助成		常用×100万円（130万円（※6））			

（※1）資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業（みなし大企業を除きます）。

（※2）労働生産性や市場占有率が高い、研究開発施設等を設置する企業等。

（※3）県内への発注額が高い、浜田港・境港の利用度が高い企業等。加算に該当する場合は1項目当たり2%加算し、最大5%まで加算されます。

（※4）過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（見なし地域含む）に立地する場合。

（※5）平成26年4月1日以降に県外から新規に立地した工場等で、10年以内に増設する場合に限りです。

（※6）中山間地域等に中小企業が立地する場合に限りです。

## ●加算要件・基準等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(ソフト産業・ソフト系IT産業)

要件等		ソフト産業		ソフト産業【特例】	ソフト系IT産業【特例】	
		1 ソフトウェア業 2 情報処理・提供サービス業 3 インターネット付サービス業 4 デジタルコンテンツ業 5 コールセンター業 6 アニメーション業 7 シェアードサービス業 8 広告代理業 9 クラウドサービス業		10 非破壊検査業 11 デザイン業 12 経営コンサルタント業 13 機械設計業 14 エンジニアリング業 15 物流センター業 16 テレワークセンター業 17 研修所等の人材育成施設 18 知的財産活用事務所 19 その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業	1 テレワークセンター 2 研修所等の人材育成施設 3 知的財産活用事務所	1 ソフトウェア業 2 デジタルコンテンツ業
		新設	増設	新設	県内既存	県外・新規
助成金 支給要件	増加固定資本額	1千万円以上		1千万円以上	－	－
	増加雇用従業員数	10人以上		5人以上	5人以上	3人以上
助成割合	基本助成割合	15%	10%	15%	－	－
	産業の高度化加算	+5%	－	+5%	－	－
	地域貢献加算	+5%	－	+5%	－	－
	過疎地域立地加算	+5%	+5%	+5%	－	－
雇用助成		常用×100万円(130万円) 契約×50万円(65万円)	常用×100万円(130万円) 契約×50万円(65万円)	常用×100万円(130万円) 契約×50万円(65万円)	常用×100万円(130万円)	

( ) は、中山間地域等に中小企業が立地する場合

○平成28年度からソフト産業の認定対象業種として下記の4業種を追加しました。

■物流センター

中国5県以上の広域物流ネットワークの出荷拠点  
従来の倉庫業に加え、発注に応じて商品の最終加工や仕分けを行うなど一定の雇用を生み出す事業所

■研修所等の人材育成施設

自社の研修施設、あるいは他社から受託して産業人材の育成を行う施設又は事業所

■知的財産活用事務所

知的財産（キャラクターデザインや特許技術等）の使用許諾等により、知財ビジネスを行う事務所

■テレワークセンター

受託した業務（ソフトウェア開発、事務代行等）を在宅勤務者へ発注し、処理・集約して納品する事業所

●加算要件・基準等の詳細については、お問い合わせ下さい。

## 製造業及びソフト産業における新設と増設の区分

新設	①県内に事業所を有しない企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を賃借する場合を含む）
	②県内企業が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人等が整備した団地）内に用地を新たに取得し、建物を新增築（生産施設面積の増）する場合（過去に公的工業団地内に取得した土地に、建物を新增築する場合で知事が特に認める場合を含む）
	③県内企業が、建物を新增築（生産施設面積の増）する場合（②の場合を除く）
増設	④償却資産の増のみの場合

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

新規に県内へ進出又は県内で事業拡大されるソフト系IT企業の方へ

## ソフト系IT産業[特例分]補助金

## ■県内既存ソフト系IT企業の増設に対する助成

補助対象	県内既存企業が、新しい技術やビジネスモデルにより事業を拡大する場合で、知事が特に認めたもの
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助要件	増加雇用5人以上（常用従業員に限る）

促進助成金 企業立地	項目	内容
	補助額	増加常用従業員1人当たり100万円（※130万円）

## ■県外からの新規立地または県内での新規創業に対する助成

補助対象	次のいずれかに該当し、知事が特に認めたもの ①県外で事業活動する企業が県内に新規立地する場合 ②技術やビジネスモデルに優れる企業を県内で創業する場合
業種	ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業
補助要件	増加雇用3人以上（常用従業員に限る）

促進助成金 企業立地	項目	内容
	補助額	増加常用従業員1人当たり100万円（※130万円）

ソフト産業 家賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	平成29年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、8年間補助
	補助内容	補助額 補助限度額	家賃の1/2以内（但し、5千円/月・坪以内） 1,000万円/年

ソフト系IT産業 航空運賃補助	項目		内容
	補助要件	補助期間	平成29年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して、5年間補助
		補助対象	発着のいずれかが県内空港又は米子空港で、業務に利用する航空機の運賃
補助内容	補助額 補助限度額	航空運賃の1/2以内 200万円/年	

※中山間地域等に中小企業が立地する場合

人材確保・育成支援補助 ソフト系IT産業	項目		内容		
	補 要 助 件	補 期	助 間	平成29年3月31日までに新規に県内へ立地した企業に対して3年間補助	
		補 対	助 象	島根県で勤務する人材の確保・育成に要する経費	
	補 内 助 容	補 助 額	対象経費の1/2		※人材確保、人材育成それぞれにつき
補 助 限 度 額		300万円/年			

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp



松江市（旧東出雲町を除く）への進出企業の方へ

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

対 象 者	事業所を新設又は増設される企業（県が立地認定の対象とする製造業、ソフト産業に限る）で、次の要件を満たすもの	
(補助要件)	立 地 場 所	松江市（旧：東出雲町を除く）
	電 気 料 金	支払を終えていること 4月～9月までに支払われる電気料金 9月頃募集 10月～翌年3月までに支払われる電気料金 3月頃募集
	企 業 立 地	[新設] 電力会社との受給契約に基づき電気の供給が開始されていること [増設] 電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること
	増 加 雇 用 者 数	雇用保険の一般被保険者（常勤）が3人以上増加すること
補 助 期 間	初回申請より8年間（但し、半年毎に手続きが必要）	
補 助 内 容	(1) 補助内容 企業の支払った電気料金に基づき、給付金を交付  (2) 特例加算 (1) とは別に、次の要件をすべて満たす場合には交付額の加算があります。 ①業種が製造業又は自治体で支援制度を整備している業種であること。 ②新たな投資額が500万円（増設は250万円）以上であること。  加算額＝新規雇用人数×30万円(半年)	

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp  
 松江市役所（第4別館2階）産業観光部 定住企業立地推進課  
 TEL 0852-55-5216 FAX 0852-55-5553

## 市町村等に対する補助

**Ruby 導入促進支援補助金**

## ● 事業内容

市町村等の公用及び公益事業の用に供するシステムでの、Rubyによる開発を促進することで、県内企業の開発実績を蓄積し競争力を強化することを目的として、Rubyを用いたシステム開発にかかる経費を助成します。

## ● 対象者

県内の市町村、県内に主たる事業所を有する公益社団法人及び公益財団法人を原則とします。

## ● 募集事業の条件

- (1) 公用及び公益事業の用に供するシステム
- (2) Rubyを用いた部分の開発費が他の言語による開発費より多いシステム
- (3) Rubyの導入により、当該地域におけるRubyの普及効果が期待できるもの
- (4) 県内に事業所を有している企業が県内で開発するもの
- (5) システム開発が当該年度で完了するもの

## ● 対象となる経費

Rubyを用いたシステムの開発に係る経費のみを対象とします。ハードウェア整備、ネットワーク調達経費などは対象となりません。

## ● 補助率等

- (1) 補助率 対象経費の1 / 2以内
- (2) 補助期間 平成28年度（単年度）
- (3) 助成限度額 50万円以上、250万円以下

## お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5621

FAX 0852-22-5638

## 観光

旅行商品の開発や観光素材の造成に取り組む方へ

## 島根県観光総合支援事業補助金

## ●事業内容

民間団体や企業等が取り組む、県内への新たな観光客の誘致につながる観光商品の開発や、地域の魅力を活用した観光素材の造成等を支援し、民間主体の観光地づくりを促進する。

	対象事業	対象者	対象経費	補助率	限度額
旅行商品の開発	旅行商品として成立し得るもので、商品としての可能性の検証や課題の把握等により、今後、申請者自らの旅行商品としての定着を前提に新たに実施する事業	・観光協会及び 広域事務組合 ・法人 ・法人格を持たない民間団体	委託料、謝金・費用弁償、材料費及び消耗品費、使用料及び借り上げ料、通信運搬費、印刷製本費、広告料など	1年目 2/3	1年目 1,000千円
				2年目 1/2	2年目 500千円
				2か年を限度とする。	
観光素材造成 (観光地づくり)	地域の魅力を活用した観光素材の造成や、観光地づくりのために実施する事業	・観光協会 ・法人格を持たない民間団体	委託料、謝金・費用弁償、材料費及び消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費など	1/2	2,000千円
	《観光素材造成》 来訪や周遊の動機付けとなるような、地域の魅力を活用した新たな観光素材の造成	・市町村 ・観光協会 ・法人 ・法人格を持たない民間団体	委託料、謝金・費用弁償、材料費及び消耗品費、使用料及び借り上げ料、通信運搬費、印刷製本費、広告料など	1年目 1/2	1年目 1,000千円
				2年目 1/3	2年目 500千円
					2か年を限度とする。
《観光地づくり》 地域特有の魅力や素材を活用した新たな観光地づくりで、他の地域から誘客を図る取り組み	・県内観光協会 ・県内法人 ・法人格を持たない県内民間団体	謝金・費用弁償、使用料及び借り上げ料、通信運搬費、印刷製本費、委託料など	1/2	500千円	
《イベント支援》 地域の魅力が体感でき、地域の定番となり得るような新たなイベントで、県内外から広く誘客を図るもの(概ね1,000人規模)	・県内市町村 ・県内観光協会 ・県内法人 ・法人格を持たない県内民間団体	①イベント周知経費 広告費、印刷製本費 ②イベント運営経費 委託料、謝金・費用弁償、賃金、材料費及び消耗品費、使用料及び借り上げ料、保険料、通信運搬費 ③その他事業実施に必要なと認められる経費	1/2	500千円	
				※対象経費②に係る補助金額については200千円を限度とする。	

※詳細についてはお問い合わせください。

## お問い合わせ

島根県商工労働部観光振興課 誘客推進グループ  
TEL 0852-22-6914 FAX 0852-22-5580  
E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

## 観光

G - 09

外国人観光客受入れ環境整備をお考えの方へ

## 外国人観光客誘致事業補助金

## ●事業内容

外国人観光客が安心して快適に移動、滞在、観光することができる環境の整備を図り、島根県への外国人観光客誘致を促進する。

## ●対象者

民間事業者、民間団体 等

## ●対象事業

- (1) 県内の観光施設等への公衆無線LAN (Wi-Fiスポット) 整備事業
- (2) 輸出品販売場 (免税店) 整備 (クレジットカード決済環境整備)
- (3) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性、継続性のある事業

## ●対象経費

- (1) 公衆無線LAN機器購入経費、設置工事費
- (2) POSレジ、クレジット端末機等設備整備に要する経費、店舗改装等の施設整備に要する経費
- (3) ①情報発信ツールの整備 (HP作成、パンフレット作成、PR用DVD制作費等)
  - ②施設整備 (外国語サイン制作費等)
  - ③オンデマンド交通運行に要する経費
  - ④その他、外国人観光客受入れ体制整備のために必要な経費 (研修会開催経費等)
  - ⑤海外へのプロモーション (海外セールスに係る旅費等)
  - ⑥先進地事例研究

## ●補助率等

- (1) 対象経費の1/2 (事業実施主体あたり400千円を上限とする)
  - (2) 対象経費の1/2 (500千円を上限とする)
  - (3) ①~④ 対象経費の1/2以内、500千円以内
  - ⑤、⑥ 対象経費の1/2以内、200千円以内
- (旅費については、1/2または50千円のいずれか低い方)
- ※(3)については、合算して500千円以内

## お問い合わせ

島根県商工労働部観光振興課国際観光グループ

TEL 0852-22-5579 FAX 0852-22-5580

E-mail kankou@pref.shimane.lg.jp

## 県内工場へ設備投資される方へ

**中山間地域等雇用基盤強化支援補助金**

## ●事業内容

中山間地域等において、地域の雇用や経済の中核を担う企業が、コスト競争力の向上や技術革新を図る目的で新たに設備投資を行う場合、雇用の維持を条件に、市町村とともにその設備投資を支援

## ●補助内容、対象企業等

名 称	中山間地域等雇用基盤強化支援補助金
目 的	中山間地域において、地域の雇用や経済の中核を担う企業が、コスト競争力の向上や技術革新を図る目的で新たに設備投資を行う場合、雇用の維持を条件に、市町村とともにその設備投資を支援
補助スキーム	市町村を通じた間接補助
中山間地域等 (対 象 地 域)	「地域指定」の過疎地域及び旧益田市、旧安来市 (※企業立地促進助成金における過疎地域立地加算地域と同じ)
対 象 企 業	中山間地域等に立地する企業であって、常用従業員10名以上のもの。(製造業に限る) 申請時の直近の売上高が、前々期に比して増加していないこと。 ただし、前々期に比して10%以上減少しているなど、設備投資により経営が悪化すると見込まれる場合は対象企業としない。
投 資 要 件	50,000千円以上
補助対象期間	補助事業開始届受理日から2年間
雇 用 要 件	補助金交付申請時の雇用者数が、事業開始届の雇用者数を下回らないこと
補 助 率	投資額の10%以内で市町村補助額の1/2
限 度 額	30,000千円
単年度支給額	—
適 用 期 間	平成27年度～平成29年度
そ の 他	商工会議所等の指導を継続して受ける体制が確保され、設備投資による業績の改善計画を有すること

※この事業は、市町村を通じた補助金となります。実施市町村については下記にお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

## 企業立地

G - 11

県外から移住し、IT 関連で事業所を開設する方を支援します。

## IT しまね開業支援補助金

## ●事業内容

県外のフリーエンジニア、フリープログラマー等が、県内に移住しIT関連の事業所を開設した場合に、その事業所運営経費の一部を助成します。また、市町村と連携しその事業所拡大を支援することで、将来の企業立地に繋げていきます。(市町村を通じた間接補助金)

## ●対象者

- ・県外でソフトウェア業、デジタルコンテンツ業を営んでいる個人事業主であって、県内に事業所を開設する者（県外のIT企業従事者で、県内に事業所を開設する者を含む。）
- ・県内で3年以上継続して事業を行う計画があること。
- ・十分な技術、経験、顧客を有しており、県内で開設する事業所で規模の拡大が見込めること。

例：平均年間所得、前職での役職、受賞歴等

## ●対象経費、支援額、期間、限度額

対象経費	支援額	期間	限度額
事務機器及び通信回線使用料	使用料の1/2	操業開始から3年	各100万円/年
事業所及び居住地の不動産賃貸料	賃貸料の1/2		
県内空港、隠岐汽船利用運賃	利用運賃の1/2		
人材確保・育成支援経費	求人活動、研修費等の1/2		
新規雇用者に対する助成	常用雇用：100万円/人 契約社員：50万円/人		なし

## ●その他

この事業は、市町村を通じた補助金となります。実施市町村については下記にお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ  
TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080  
E-mail kigyori@pref.shimane.lg.jp